

テーマ

対話を通じた紛争解決をもとめて

適用分野

紛争当事者のニーズ分析、調停者のコミュニケーション技法開発



研究名称

「対話型ADRの可能性」の研究

氏名所属

西田英一 教授
法学部 法学科

内容

●特徴

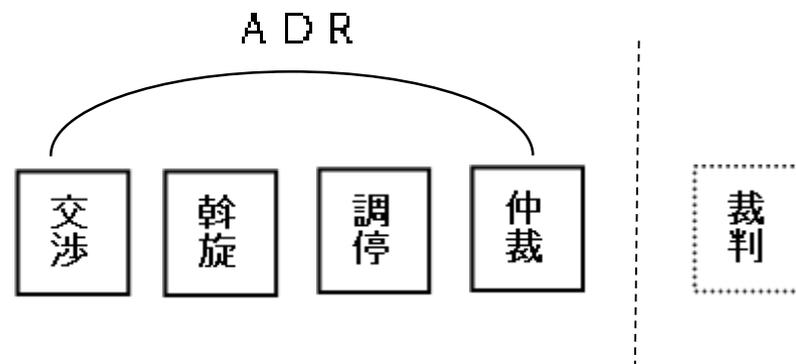
紛争解決ニーズの変化・多様化に伴い、裁判以外の紛争処理制度としてのADR（裁判外紛争処理）に対する関心が世界的規模で高まりを見せ、現在さまざまなADRの手續・制度のあり方が実践・模索されている。当事者による自律的紛争解決をめざした制度として、どのようなADRが求められているのか。とくに、当事者間の対話を中心としたADRの可能性と問題点について研究している。

●研究内容

ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略語であり、裁判に代わる紛争解決方法全般をさす。具体的には、仲裁、調停、斡旋、相談等々があるが、たとえば仲裁では仲裁人の拘束力ある決定によって紛争を終結させるのに対し、調停では当事者の合意によって解決に至るといったように、その手續はさまざまである。

日本では、紛争の解決手段として調停が多く利用されてきたが、その大部分は裁判所内で行われる司法調停であった。他方アメリカでは、民間の調停セ

ンターで非法律家の調停人のもとで対話による解決を図る等、同じ調停でも解決の仕組は大きく異なる。アメリカに見られる多様なADR実践と技法開発の影響を受け、また2007年4月施行の「裁判外紛争解決手續の利用の促進に関する法律」(通称ADR法)により、司法調停中心の日本のADRのあり方も大きく変化していくものと思われる。当事者の対話による紛争解決としての対話型ADRは、こうした新たな動きの有力な方向性を示すものであり、対話を促進し当事者を支援する仕組や技法の開発が大きな課題となっている。



キーワード

紛争解決、ADR、対話、当事者支援

連携方法

■ 講演 ■ 研修 ■ 研究相談 ■ 学術調査 ■ コメント ■ 共同研究